

白山の火山活動が活性化した場合の
避難確保計画

—別当出合休憩舎—

平成 29 年 6 月

石 川 県

目 次

1. 計画の目的	1
2. 施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	2
4. 防災体制	4
5. 情報伝達及び避難誘導	6
5.1 噴火警戒レベル引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した 場合	7
(1) 情報収集・伝達	7
(2) 避難誘導対応	8
(3) 規制範囲外への避難	11
5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要とな った場合	12
(1) 情報収集・伝達	12
(2) 避難誘導対応	12
(3) 規制範囲外への避難	13
5.3 臨時の解説情報等が発表された場合	13
(1) 情報収集・伝達	14
6. 資器材の配備等	15
7. 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	16

1. 計画の目的

- 当施設は、白山の火山活動が活発化した場合の避難計画に、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められており、同法第8条に基づき本計画を定める。

本計画は、当施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、地区内の施設周辺にいる登山者等の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

2. 施設の位置

- 当地区は、白山想定火口域約 4.0 km に位置しており、噴火警戒レベル 3（入山規制）の場合は、立入規制が行われ、避難が必要となる。
- 当地区に影響のある火山現象は、白山の火山活動が活発化した場合の避難計画によると、以下のとおりである。

火山現象	大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流
------	-------------------

- 以下に、施設の位置図を示す。

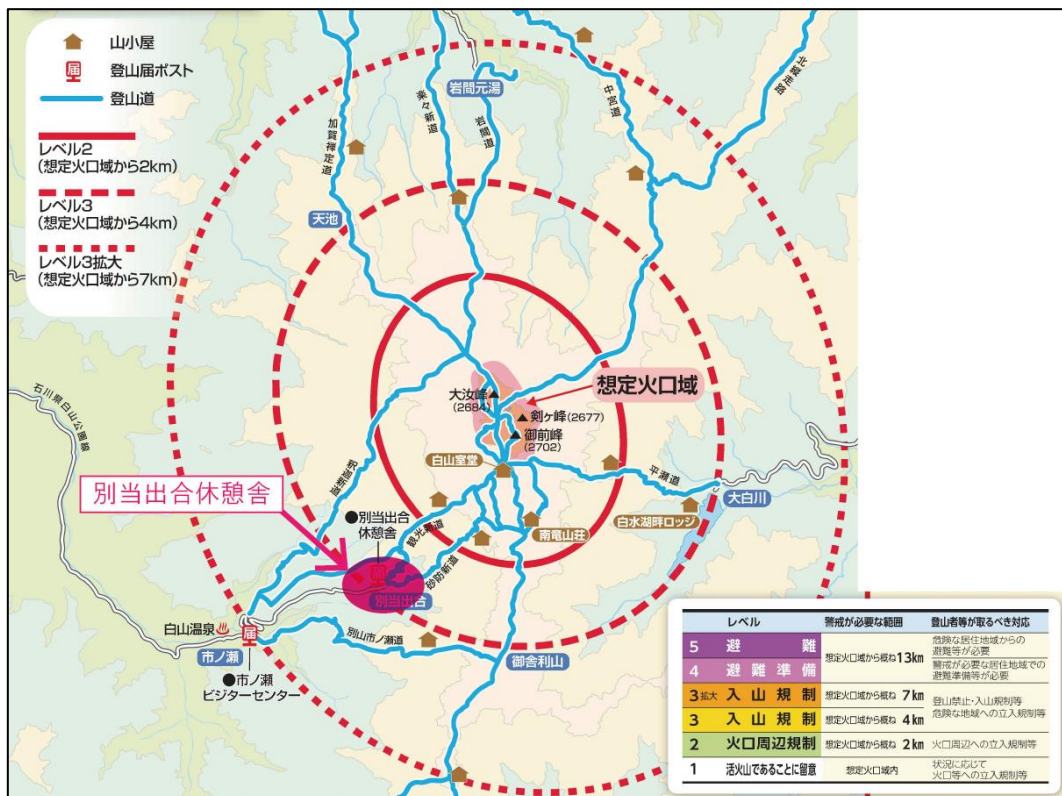


図 2-1 地区の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

■避難確保を行うべき対象は、当施設従業員、利用者、また当施設の周辺にいる登山者等（以下「利用者等」という。）とする。

■当施設の従業員数、最大利用者数、当施設の施設周辺にいる登山者等の想定人数は、以下のとおりである。

※別当出合休憩舎 施設所有者：石川県、管理者：（一財）白山市地域振興公社

表 3-1 避難を確保すべき対象者数
（日中のピーク：8月の休日の12時ごろを想定）

業 種		施設名	従業員数 又は 管理者数	最大 利用者数	当施設の周辺にい る登山者等
その他	①	別当出合休憩舎	1人	50人	50人
小 計			1人	50人	50人
合 計			101人		

表 3-2 避難を確保すべき対象者数
（夜間のピーク：7月末の休日の夜間を想定）

業 種		施設名	従業員数 又は 管理者数	最大 利用者数	当施設の周辺にい る登山者等
その他	①	別当出合休憩舎	0人	0人	0人
小 計			0人	0人	0人
合 計			0人		

宿泊施設：最大利用者の半数
別当出合休憩舎、
周辺登山者等：（シャトルバス満員で約 28 人）

■対象とする範囲は以下のとおりである。

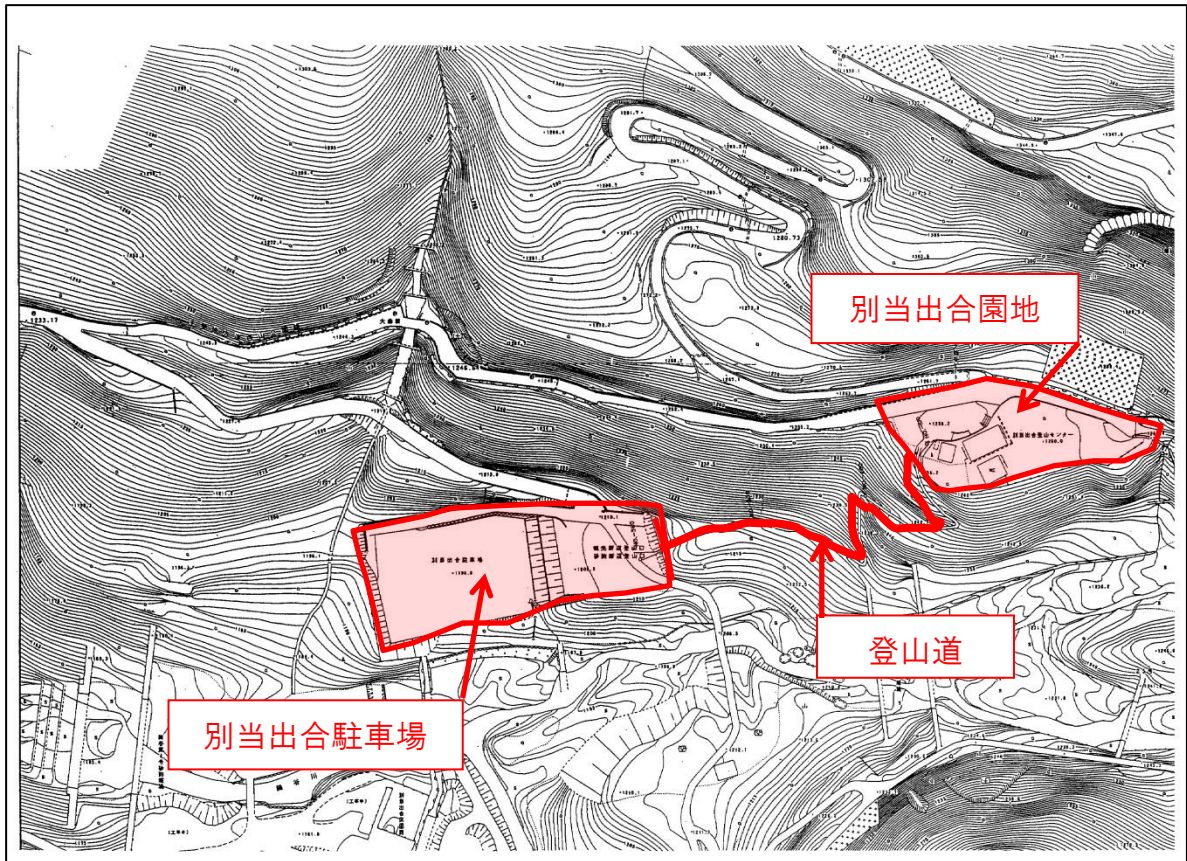
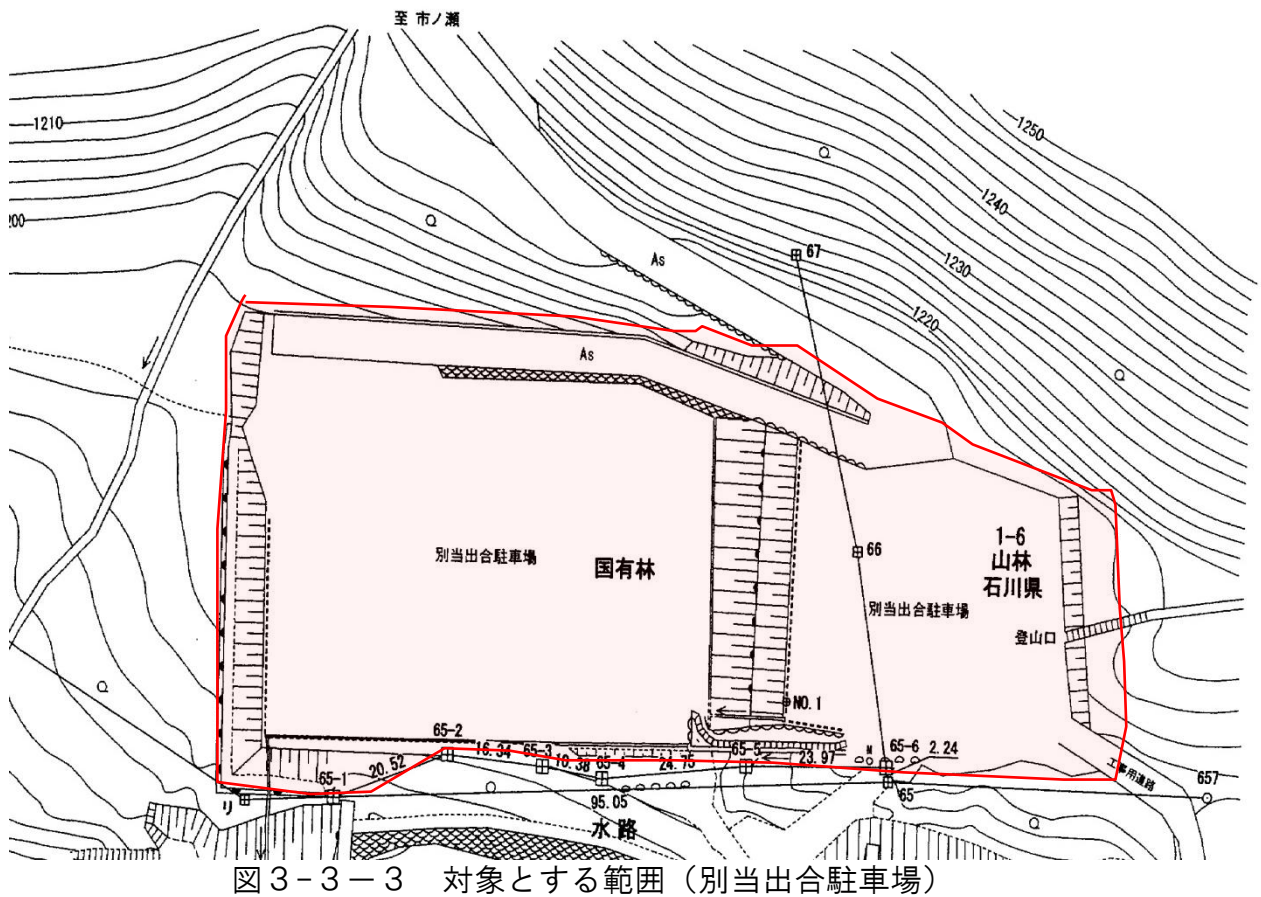


図3-3-1 対象とする範囲（全体図）



図3-3-2 対象とする範囲（別当出合園地）



4. 防災体制

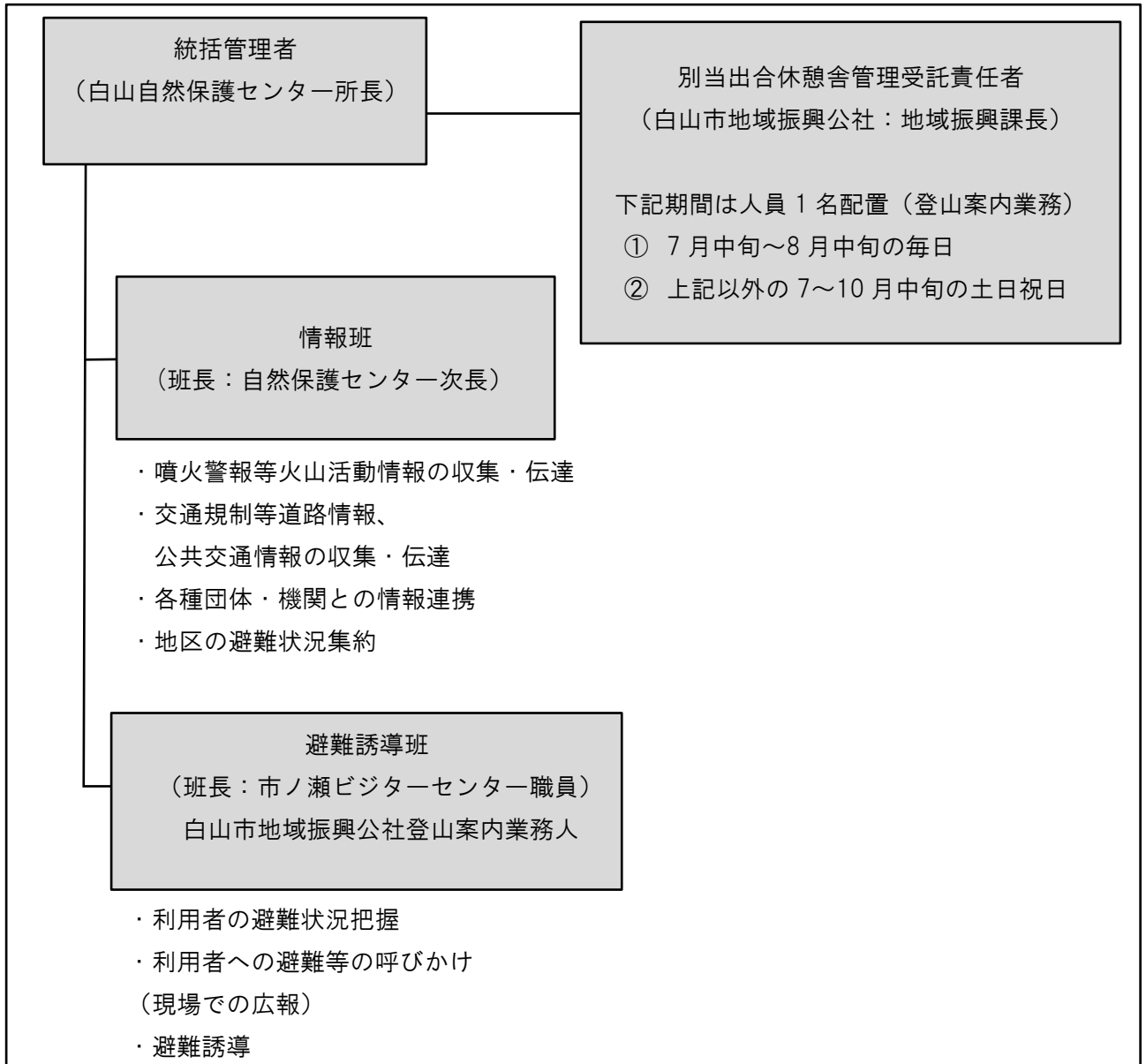
■当施設の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表 4-1 火山活動状況と体制の関係

状 況	体 制	班組織
噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括管理者 ・ 情報班 ・ 避難誘導班
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合		
臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括管理者 ・ 情報班

■当地区の体制図

- ・ 統括管理者を、別当出合休憩舎所長とし、以下の体制をとり災害対応にあたる。
- ・ 当施設の統括管理者が不在の場合の場合等には、以下の者が統括管理者の代理となる。



※市ノ瀬ビジターセンター職員は 1～3 名体制で勤務

図 4-2 別当出合休憩舎の体制図

表 4-3 統括管理者の代理者

代理順位	代理者名
第 1 位	自然保護センター次長
第 2 位	—

5. 情報伝達及び避難誘導

■情報伝達及び避難誘導は、大きく以下の3つの場合に分けている。

- ①噴火警戒レベル引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合
- ②噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合
- ③臨時の解説情報等が発表された場合

■関係機関の連絡先、参考とするべき情報の例は、以下のとおりである。

表5-1 関係機関連絡先一覧

分類	業種	施設名	連絡先
連絡先 (外部機関との窓口)	行政機関	石川県危機対策課	076-225-1482
		石川県自然環境課	076-225-1477
		白山市危機管理課 (夜間)	076-274-9536 (076-276-1111)
		白山市観光課 (夜間)	076-274-9544 (076-276-1111)
参考 (防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他の機関	金沢地方気象台	076-260-1462
		白山野々市広域消防本部	076-276-1119
		白山警察署	076-216-0110

5.1 噴火警戒レベル引上げ等無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集・伝達

■突発的に噴火が発生した場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

- ①白山の噴火の発生を認知した場合、ただちに災害対応体制をとるとともに、石川県、白山市に噴火の発生や災害対応体制をとったことを伝達する。
- ②情報班は、その後も継続して石川県、白山市と連絡を取り合い、情報共有を行う。共有を行う情報は以下のとおり。
 - ・施設が把握している火山活動の状況
 - ・利用者等の避難状況、被災状況（負傷者数など）
 - ・地区内の施設及び周辺の被害状況
 - ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
 - ・規制範囲外への避難実施のタイミング
- ③④白山自然保護センター及び市ノ瀬ビジターセンターにおいても出来る限り①②の情報収集・伝達を補助する。

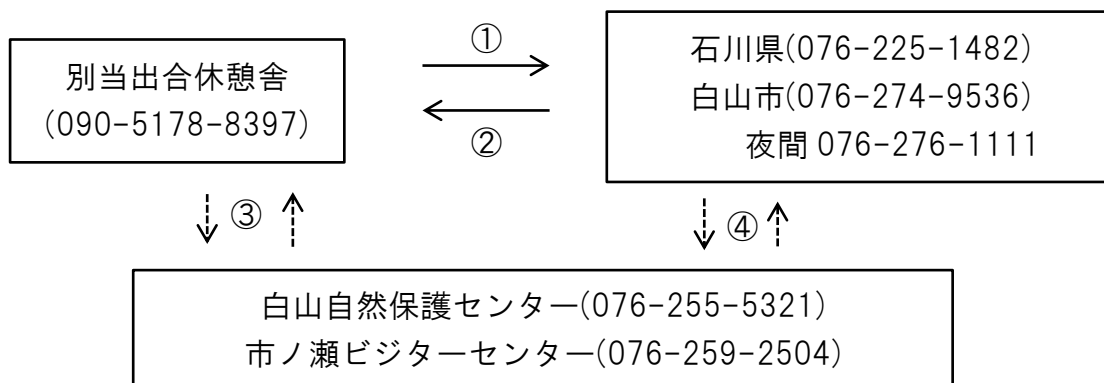


図5-1 緊急連絡の流れ

(2) 避難誘導対応

■利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

- ①噴石が飛散もしくはその恐れがあり危険が察知される場合は、以下により建物内へ避難誘導する。
- ②自分の安全を確保しつつ、建物の入口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で白山が噴火したことを伝え、建物内に入るよう呼びかける。また、建物内にいる利用者に対しても、白山が噴火したことを伝える。
- ③文案を下記に示す。

＜屋外空間への広報＞
ただ今、白山が噴火しました。噴石が飛散する恐れがありますので、ただちに、建物内へ避難してください。繰り返します・・・・・・・・
＜建物内＞
ただ今、白山が噴火しました。噴石が飛散する恐れがあります。建物の外へ出ないでください。また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従って下さい。繰り返します・・・・・・・・

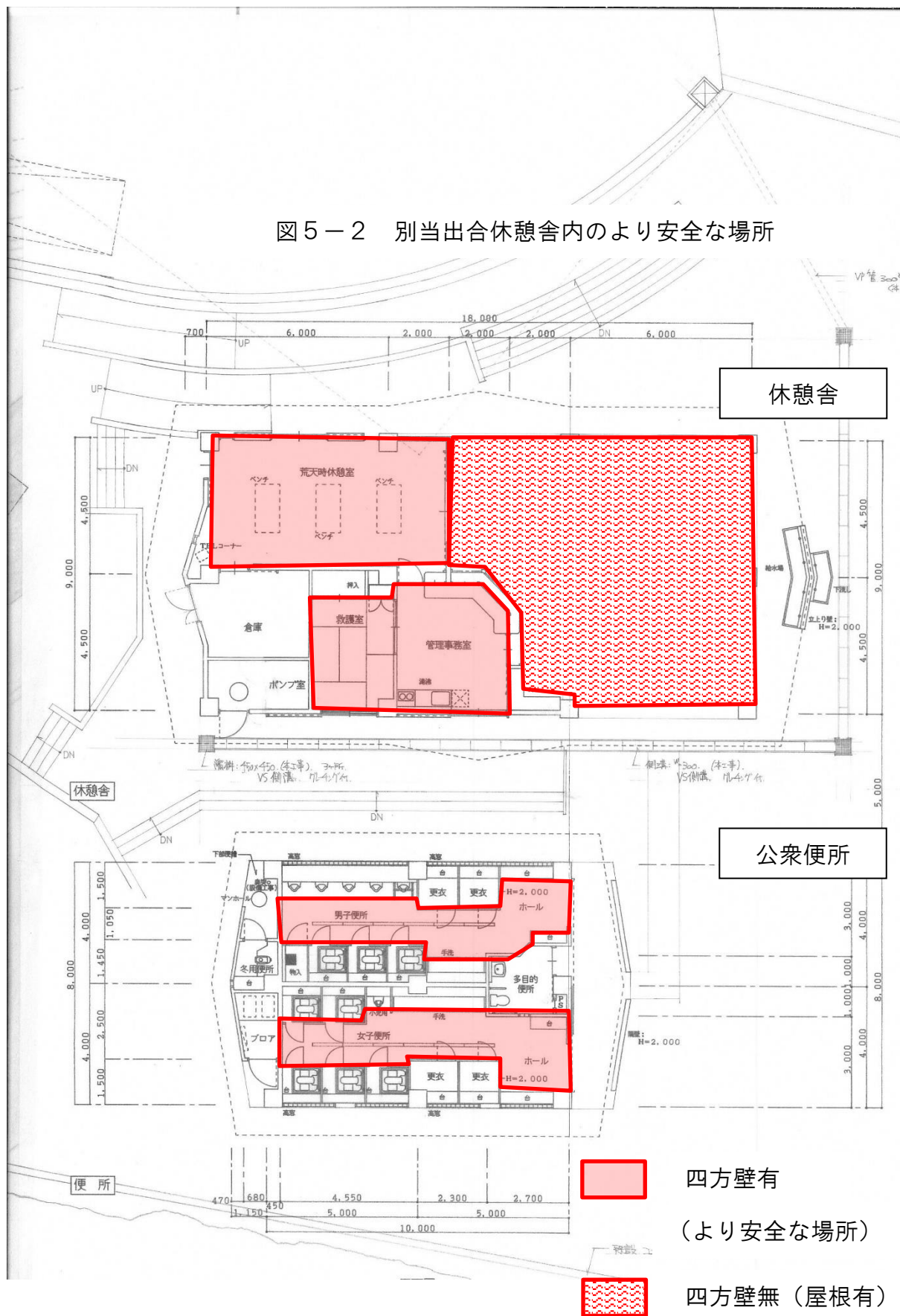
○なお、気象庁等の情報により、さし迫った危険がないことが判明した場合（噴火警戒レベル2以下）は以下の対応とする。

- ④噴火したことを周辺登山者にアナウンス及び貼紙等により周知する。
- ⑤状況に応じて、砂防新道、観光新道各登山口に入山禁止の標示を行う。
- ⑥別当出合休憩舎に管理者が不在で、噴火情報を確認のうえ別当出合での安全が確認される場合は、（一財）白山市地域振興公社もしくは市ノ瀬ビジターセンター職員が別当出合に駆けつけ、周知、入山防止等の対応を行う。

■建物内への緊急退避誘導

- ①屋外にいる利用者は、避難促進施設等、少しでも危険を回避できる可能性のある場所に緊急退避する
- ②避難誘導班は、利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布し、建物内のより安全な場所へ誘導する。緊急退避者が入りきらない場合には、火口からより遠い場所へ誘導する。
- ③当施設内のより安全な場所を以下に示す。

図5-2 別当出合休憩舎内のより安全な場所



■退避スペースの把握

- ・退避者1人当たりの必要面積は、災害発生直後では1 m²/人とされている。
- ・当施設の建物内のより安全な場所の面積と退避者数を以下に示す。

表5-3 退避可能人数

施設名	より安全な場所の面積	退避可能人数	退避者数 (日中)	退避者数 (夜間)
別当出合休憩舎	59m ²	59人	101人	0人
別当出合公衆便所	27 m ²	27人		
合計	86m ²	86人	101人	0人

※退避者数は、「3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲」の利用者等の合計とした。
 なお、退避者がより安全な場所(86 m²)に収容出来ない場合は、屋根のある場所(図5-2参照)に避難する。

■退避者状況の把握・整理

- ・避難誘導班は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。
- ・整理する様式は以下のとおり。

表5-4 退避状況整理様式

				年 月 日
				時間: : 現在
緊急退避者数			うち負傷者数	備考
利用者	従業員等	合計		

■応急手当の対応

- ・負傷者に対して、可能な限り応急手当を行う。

(3) 規制範囲外への避難

■規制範囲外への避難の実施

- ①緊急退避者等の、規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、白山市と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。
- ②規制範囲外の避難先は市ノ瀬ビジターセンター（噴火警戒レベル3(拡大)（入山規制）以上の場合は白峰集落以遠）とし、規制範囲外への避難経路は下記のとおり(主要地方道 白山公園線)とする。ただし、白山市の指示があった場合はこの限りでない。
- ③規制範囲外への避難手段は、自家用車等各自の手段で規制範囲外へ避難することを基本とする。ただし、白山市から指示があった場合は、この限りではない。
- ④避難手段のない緊急退避者がいる場合、白山市に車両の手配等を要請する。
- ⑤最後に、建物内に残留者がいないか確認する。
- ⑥山頂方面への入山を防止するため、入山禁止の貼紙を砂防新道、観光新道の各々登山口に標示する。
- ⑦周辺の登山者に対し、速やかに市ノ瀬方面に下山するようアナウンスするとともに、下山してくる登山者に対し、規制範囲外への避難が必要であることを示す貼紙を行い周知を図る。
- ⑧管理者は周辺、建物内及び駐車場に残留者がいないことを確認後、規制範囲外へ避難し、関係者に別当出合の状況を伝える。

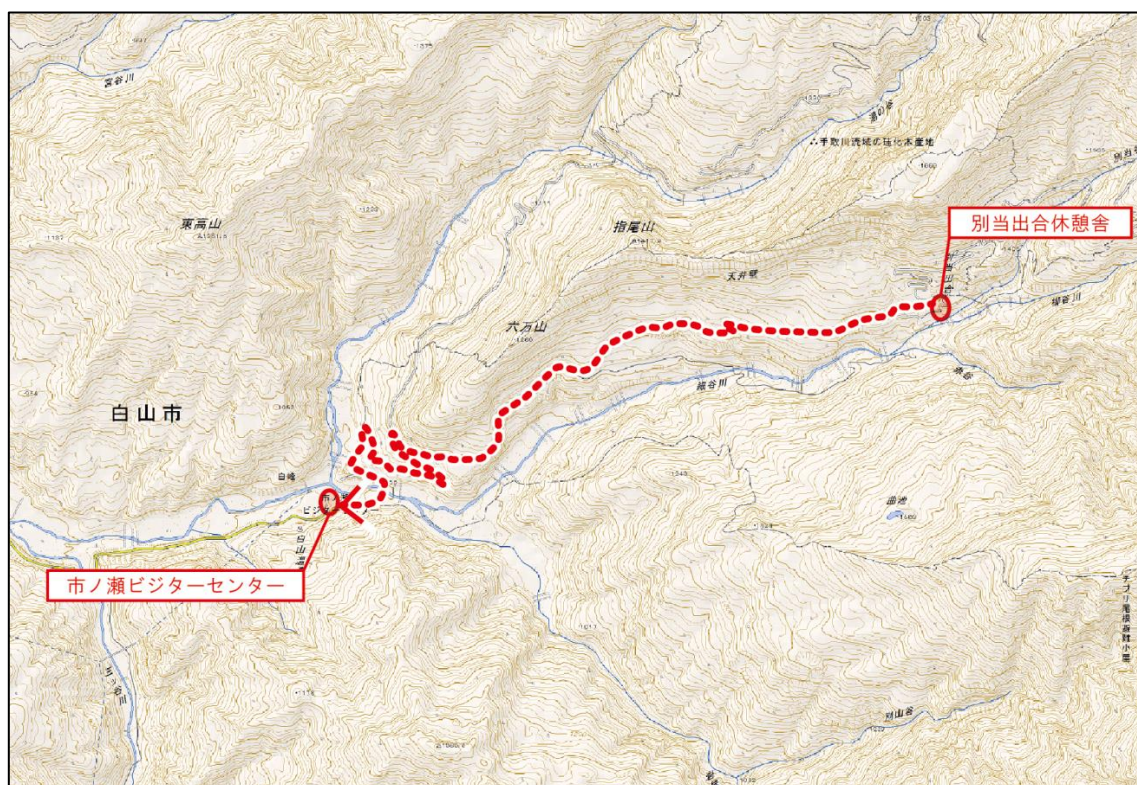


図5-5 避難先と避難経路

5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により避難が必要となった場合

(1) 情報収集・伝達

■白山の火山活動が活発化した場合の避難計画には、白山の噴火警戒レベルの引上げ、又は立入り規制を実施した場合、石川県、白山市が当施設に第一報を伝達することとなっている。

■情報収集・伝達で行うことは、以下のとおりである。

- ①白山の噴火警戒レベルの引上げ、又は立入規制を実施したことについて、石川県、白山市から第一報を受けた場合、ただちに災害対応体制をとる。
- ②その後、石川県、白山市と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。
- ③④白山自然保護センター及び市ノ瀬ビジターセンターにおいても出来る限り①②の情報収集・伝達を補助する。

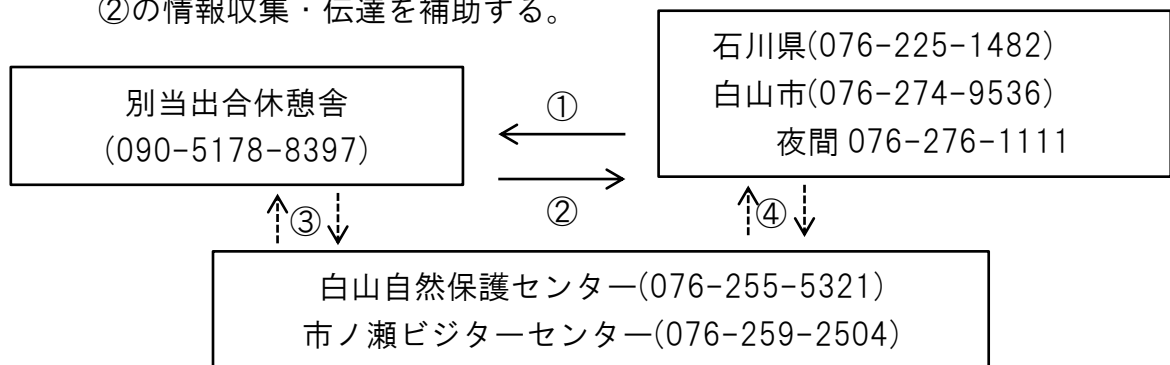


図5-6 緊急連絡の流れ

■6、17ページの表5-1と表参-1にある、関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て、対応にあたるものとする。

(2) 避難誘導対応

■利用者等への情報伝達

○噴火警戒レベル3(入山規制)以上が発令された場合

- ①規制範囲外への避難が必要なため、建物内にいる利用者や屋外にいる利用者、拡声器などを活用し噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示が発令され、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。

②文案を下記に記す。

＜施設の屋外空間及び建物内への広報＞
ただ今、白山の噴火警戒レベルが3(入山規制)に上がりました。これにより、火口から4 km圏に立入規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。 繰り返します・・・・・・・・
＜施設周辺の広報＞
ただ今、白山の噴火警戒レベルが3(入山規制)に上がりました。これにより、火口から4 km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに市ノ瀬方面に避難してください。避難に際しては、白山市や気象庁等から出される情報に注意してください。 繰り返します・・・・・・・・

③下山してくる登山者に対し、噴火警戒レベルが上がったため速やかに規制範囲外へ避難する必要がある旨の貼紙を行い、周知を図る。

④管理者は貼紙等により周知後、規制範囲外へ避難し、状況等を関係者に伝える。

○噴火警戒レベル2が発令された場合の対応

⑤火口より2 km以内(砂防新道:別当覗き付近、観光新道:別当坂分岐付近)入山禁止となったことを周辺登山者に周知する。

⑥砂防新道、観光新道の登山道入口脇に火口より2 km以内立入禁止の標示を行う。

⑦別当出合に管理者が不在の場合は、速やかに(一財)白山市地域振興公社職員もしくは市ノ瀬ビジターセンター職員が別当出合に向かい、周知を図る。

(3) 規制範囲外への避難

■規制範囲外への避難の実施

①噴火警戒レベル3(入山規制)以上が発令された場合は、規制範囲外への避難が必要となる。

②以下、「5. 1 (3) ②～⑧」に同じ。

5. 3 臨時の解説情報等が発表された場合

(1) 情報収集・伝達

■情報収集・伝達に関する行は以下のとおりである。

- ①臨時の解説情報が発表されたことを、石川県、白山市からの連絡を受けた場合、ただちに情報収集体制をとる。
- ②その後、石川県、白山市と随時、情報収集・伝達を行う。
- ③④白山自然保護センター及び市ノ瀬ビジターセンターにおいても出来る限り①②の情報収集・伝達を補助する。
- ⑤施設内や屋外空間にいる利用者等に臨時の解説情報が発表されたことを呼びかける。文案を下記に記す。

＜臨時の解説情報が発表された場合＞

ただ今、気象庁から白山に関する臨時の解説情報が出されました。今後の火山活動や気象庁・白山市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・・・・・・

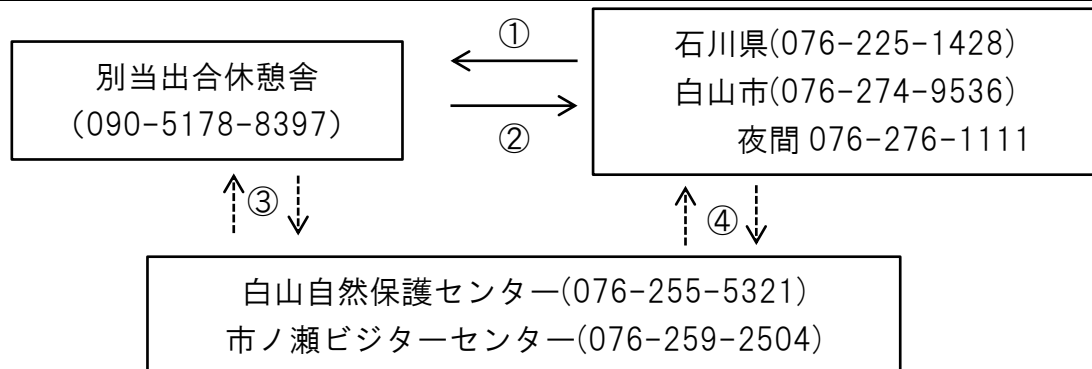


図5-7 緊急連絡の流れ

■立入規制を行う場合

・「5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合」に準ずる。

■6、17ページの表5-1と表参-1にある、関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て、対応にあたるものとする。

6. 資器材の配備等

■当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

- ・当施設における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。
- ・施設従業員は、日頃からこれらの資機材等の使用方法並びに保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表6-1 別当出合休憩舎における保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資機材、備蓄物資	設置、または保管場所	数量
	ラジオ		1台
情報収集・伝達	携帯電話	管理事務所	1台
	情報モニター	休憩舎	2台
避難誘導	拡声器		1台
その他	—	—	—

7. 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

■当施設、地区における研修・訓練の実施

- ・毎年6月に、従業員を対象に火山避難訓練を実施する。
- ・日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い、参加に努める。

■避難確保計画の見直し

- ・毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ・施設や人事異動などで変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。

■当施設における利用者への情報提供・啓発

- ・情報掲示は以下のとおりである。

表 7-1 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
建物内のより安全な場所、避難誘導経路	掲 示
施設周辺の避難ルート・避難先	掲 示
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲 示
火山防災マップ	掲 示
登山届の記入・提出の啓発資料	掲 示
白山紹介資料	掲 示

■日頃からの火山活動の観察

- ・日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を金沢地方气象台に伝達する。
- ・金沢地方气象台の連絡先は、以下のとおりである。

金沢地方气象台	076-260-1462
---------	--------------

(参考資料) 表参ー1 参考とすべき情報等

情報名	概要																								
噴火警報・予報	<p>気象庁は、火山災害軽減のため、全国110の活火山を対象として、噴火警報・予報を発表している。噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報を発表する。</p> <p>噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時からの地元の火山防災協議会で合意された避難計画の避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表する。</p> <p>なお、「噴火警報（居住地域）」は、平成25年8月30日より特別警報に位置づけられ、都道府県においては市町村への通知、市町村においては住民への周知の措置が義務付けられている。</p> <p style="text-align: center;">噴火警戒レベルが運用されている火山</p> <table border="1" data-bbox="560 831 1401 1339"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及び それより火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td rowspan="2">火口から居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>レベル1 (平常)</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。
種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況																					
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。																					
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。																					
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																					
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																					
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。																					
噴火警報の発表例	<p>噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）の発表例 【居住地域に影響を及ぼすような規模の火砕流が予想される場合を想定】</p>																								
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する情報。																								
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料。																								
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。																								
降灰予報	住民等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的に「降灰予報（定時）」を、噴火発生直後に速やかに「降灰予報（速報）」を、噴火発生後に詳細な予報を「降灰予報（詳細）」で発表し、予想される降灰の範囲、降灰量、小さな噴石の落下範囲などを知らせる。																								
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる。																								
週間火山概況	過去一週間の全国の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。																								
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。全国版と各地方版がある。																								
地震・火山月報（防災編）	月ごとの全国の地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料。																								

表参-2 噴火警戒レベル表

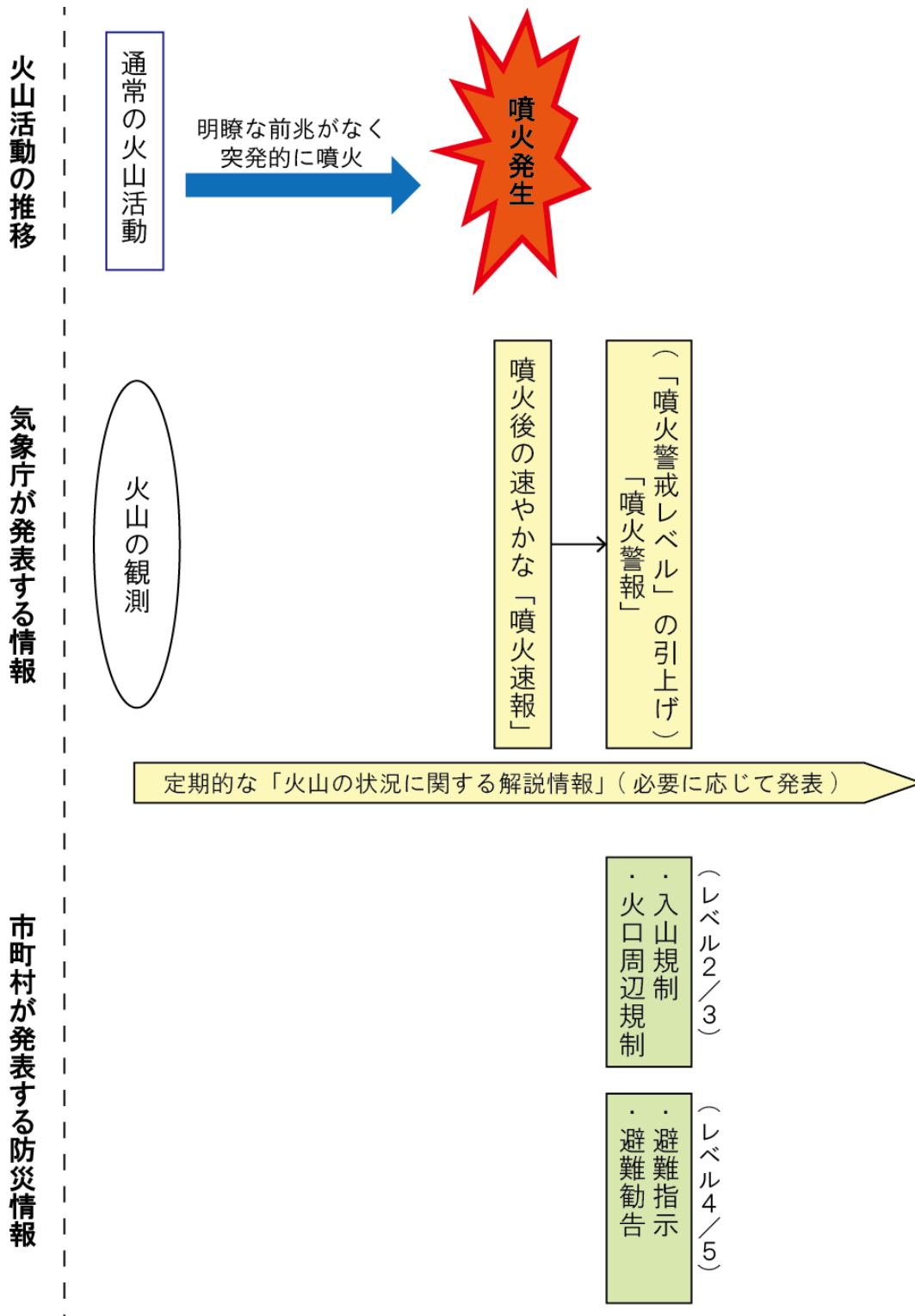
白山の噴火警戒レベル						
種類	予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火 警報	居住 地域 及び それ より 火口 側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	●融雪型泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 事例なし
警報	火口 周辺 警報	火口 から 居住 地域 近く まで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から4 km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 ●居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 過去事例 2200年前の噴火：溶岩流が約7 km流下形成（白水滝溶岩）、溶岩ドームの形成 1554～56年：マグマ噴火が発生し、火砕流が約1 km流下、溶岩ドームの形成
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●火口から2 km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 過去事例 1042年：翠ヶ池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、噴石
予報	噴火 予報	火口 内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 過去事例 2005年：地震活動活発 2011年3月：地震活動活発 2014年12月：地震活動活発

注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
注) 火口とは、想定火口域をいう。
この噴火警戒レベルは、地元市町村等と調整の上で作成したものです。
各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、関係する各市町村にお問い合わせください。

出典：気象庁HPより

■各情報の発表のタイミングは以下のとおりである。

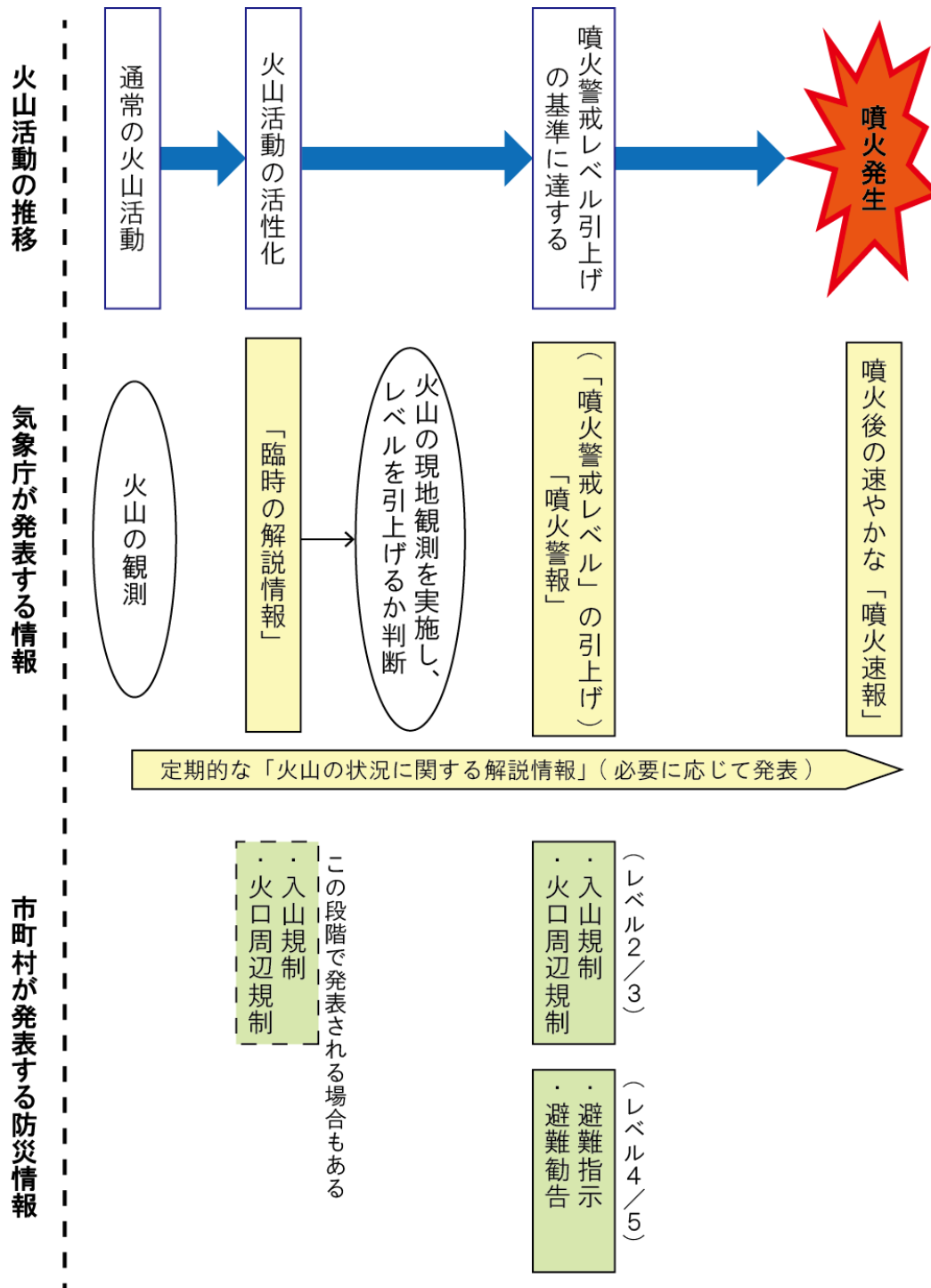
・突発的に噴火した場合



※噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合があります。

図参-3 突発的に噴火した場合の各情報の発表のタイミング

・あらかじめ噴火警戒レベルが引き上げられた場合



※火山活動の推移によっては、臨時の解説情報が発表されない場合があります。
 ※噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合があります。
 ※市町村は、臨時の解説情報が発表された段階で、火口周辺規制等を発表する場合があります。

図参-4 あらかじめ噴火警戒レベルが引き上げられた場合の各情報の発表のタイミング